

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和8年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金	
②事務の概要	国民年金法に基づき、市町村長にて担う受付、進達、照会業務をおこなう。	
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 国民年金資格情報ファイル, 2. 国民年金受給情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表の46,116,128の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	—	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	住民ほけん課	
②所属長の役職名	住民ほけん課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・届け出時、申請時には、本人からマイナンバーを取得し、記載事項に誤りがないか確認すること。・複数人での確認や上長による最終確認を行う。以上から人手を介在させる作業へのリスク対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民年金システムにアクセス可能な職員はIDと静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。またアクセスログを記録し不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を講じていることから権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I . 5. ②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	II . 1対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点事後	事後	
平成29年6月15日	II . 2取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点事後	事後	
平成30年8月31日	I . 5. ①部署	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I . 5. ②所属長	長寿健康課長 菅野 由美	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I . 8. 連絡先	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	II . 1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	II . 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II . 1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II . 2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	IV全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I . 5. ①部署	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	I . 5. ②所属長の役職名	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	I . 7. 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月16日	I . 8. 連絡先	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	II . 1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	II . 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	I . 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和3年8月20日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の47,48,49,50,107,117の項	—	事後	
令和3年8月20日	II . 1対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	II . 2取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	IV. リスク対策 4	【 】委託しない	【○】委託しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	Ⅳ. リスク対策 5	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない	事後	
令和3年8月20日	Ⅳ. リスク対策 6	【 】接続しない(入手) 【 】接続しない(提供)	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ. 1対象人数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ. 2取扱者数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 1対象人数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 2取扱者数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅳ-8 人手を介在させる作		十分である ・届け出時、申請時には、本人からマイナンバーを取得し、記載事項に誤りがないか確認すること。・複数人での確認や上長による最終確認を行う。以上から人手を介在させる作業へのリスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月20日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 国民年金システムにアクセス可能な職員はIDと静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。またアクセスログを記録し不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を講じていることから権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ. 1対象人数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ. 2取扱者数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅰ. 7. 請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ. 1対象人数	令和6年12月20日 時点	令和7年7月11日 時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ. 2取扱者数	令和6年12月20日 時点	令和7年7月11日 時点	事後	
令和8年8月28日	Ⅰ. 3. 法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の31,83,95の項	番号法第9条 第1項 別表の46,116,128の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月28日	Ⅱ. 1 対象人数	令和7年7月11日 時点	令和8年8月28日 時点	事後	
令和8年8月28日	Ⅱ. 2 取扱者数	令和7年7月11日 時点	令和8年8月28日 時点	事後	